

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の給与の支給に関する規則

(令和7年9月1日規則第8号)

(趣旨)

第1条 職員の給与の支給に関しては、身延町職員の給与の支給に関する規則(平成16年身延町規則第31号)の規定を準用する。

(管理職手当の支給)

第2条 身延町職員給与条例(平成16年身延町条例第47号。以下「給与条例」という。)第7条の2の規定により管理職手当を支給する職は、別表第1に掲げる職とする。

2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

3 第1項に規定する職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額とする。

4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務しないことにつき給与条例第3条の2の規定による承認があった場合を除く。)は、管理職手当は、支給しないものとする。

5 職員が管理職手当の支給を受けることができる職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受けるべき管理職手当は、支給しないものとする。

6 管理職手当の支給日は、給料の支給日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日までに地域医療連携推進法人みなみやまなしにおいてなされた給与に係る支給、処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた支給、処分、手続その他の行為とみなし、これらの行為に係る期間は通算する。

別表第 1(第 2 条関係)

組織	職	区分
事務局	局長	1 種

別表第 2(第 2 条関係)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	1 種	30,000 円